

背景

- 自家用有償旅客運送者は、乗車定員11人以上の自動車1両以上又は乗車定員10人以下の自動車5両以上の運行を管理する事務所(以下「特定事務所」という。)においては、道路交通法及び道路運送法に基づき、安全運転管理者及び運行管理の責任者の双方の選任が義務付けられている。
- 今般、道路交通法の改正により、安全運転管理者が行っていた業務と同等の業務を運行管理の責任者が行うことを前提に、自家用有償旅客運送者は安全運転管理者の選任義務の対象から除外されることとなった。
- 安全運転管理者が選任されている場合と同等の輸送の安全及び旅客の利便の確保が可能となるよう、道路運送法施行規則について所要の改正を行う。

改正の概要

- ① 自家用有償旅客運送者は、特定事務所の運行管理の責任者に、運行管理に関する講習を定期的に受けさせなければならないこととする。
- ② 自家用有償旅客運送者及び特定事務所の運行管理の責任者は、特定事務所においては、以下の業務を行わなければならないこととする。
 - (ア) 運行に関する計画の作成
 - (イ) 長距離運転又は夜間運転の場合の交替運転者の配置
 - (ウ) 異常気象時等の安全確保の措置
 - (エ) 運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認及びその記録
- ③ 自家用有償旅客運送者及び特定事務所の運行管理の責任者は、特定事務所においては、アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、運転者に対する酒気帯びの有無の確認の際にアルコール検知器を使用しなければならないこととする。

スケジュール

公布: 令和4年9月7日

施行: 改正道交法の施行の日(令和4年10月1日)

※アルコール検知器の供給状況に鑑み、当分の間、③の規定は適用しない。(道路交通法施行規則において同様の改正を予定していることを踏まえたもの)